**平成２２年（フ）第１５３５５号**
東京都豊島区南大塚２丁目17―20―203
債務者　岡田　一広
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３５９号**
東京都世田谷区給田４丁目４―15―201
債務者　竹田　　彩
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３６０号**
東京都小金井市本町２丁目６―10―406
債務者　新谷　崇司
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３６１号**
神奈川県座間市栗原中央１丁目34―１―501
債務者　鈴木　洋子（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３６２号**
東京都西東京市田無町７丁目６―11―204
債務者　中嶋　治男
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３６７号**
埼玉県三郷市戸ケ崎3178―２
債務者　吉田　正男
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３６８号**
埼玉県三郷市戸ケ崎3178―２
債務者　吉田沙智子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３６９号**
東京都豊島区要町１丁目22―６―201
債務者　田井村隆浩
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３７５号**
東京都中野区南台４丁目17―18　秋元方
債務者　堀川　和子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９７号**
長野県小諸市大字平原1199番地29
債務者　朝倉梨津子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２２年（フ）第２２３号**
北海道帯広市西19条南２丁目５番７号　竹内昭夫方
債務者　竹内　　晃
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第２５２０号**
横浜市南区宮元町１丁目23番地　ポートハイム宮元町第１―312号
債務者　竹久八千恵
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７６号**
栃木県那須塩原市東小屋460番地　サンハイツウスイＤ―101号、前住所栃木県那須塩原市大原間555番地
債務者　菅野　知世
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２２年（フ）第５２８号**
静岡県浜松市中区佐藤１丁目21番20号　レインボープラザ403号室
債務者　亀井　典昭
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第５３６号**
静岡県浜松市東区宮竹町307番地の１　リバティ宮竹１―203、前住所静岡県浜松市東区市野町1630番地の11
債務者　後藤まゆみ（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第２１５号**
釧路市鳥取北３丁目７番23号
債務者　井上　智美（旧姓手嶋）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所